

氏名 (法人にあっては名称)	株式会社エコスタイル
住所	大阪府大阪市中央区道修町1丁目4番6号

自社等発電所(*1) の有無	有		
電 気 事 業 の 概 要	当社の電力事業は、再生可能エネルギー電気と電気の効率的な利用の仕組みの普及を基本として、発電事業、小売事業、省エネ事業の3つの事業から構成されています。 発電事業については、再生可能エネルギー電気の発電所の開発として、太陽光発電所の開発を進めております。 また、小売事業では、特に地方での活動として、発電事業で発電した電気を活用して、地域で発電した電気を地域で消費するいわゆる自給自足型の電力供給を目指しています。 さらに、省エネ事業においては、主に都市部での活動として、電気の小売事業と併せて、太陽光発電設備を活用した自家消費や自己託送型スキームを提案することにより、電気を効率的に利用する仕組みを普及させていきたいと考えています。		
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の状況	年 度	基礎二酸化炭素排出量	把握率
	前年度実績（2023年度）	1（千t-CO ₂ ）	64.45（%）
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の量の抑制に関する 措 置 の 実 施 状 況	年 度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度目標（2023年度）	0.380（kg-CO ₂ /kWh）	0.540（kg-CO ₂ /kWh）
	前年度実績（2023年度）	0.249（kg-CO ₂ /kWh）	0.543（kg-CO ₂ /kWh）
	（措置の実施状況） 発電事業においては、再生可能エネルギー電気の発電所の開発に特化しており、温室効果ガスを排出しない太陽光発電所の開発を進めております。 また、小売事業では発電事業で発電した再生可能エネルギー電気を活用して、出来る限り排出係数の低い電気の供給を目指しています。 さらに、省エネ事業においては、太陽光発電設備を活用した自家発電や自己託送型のスキームを提案することにより、電気の購入量を減らし、結果として消費者が消費するCO₂排出量を下げること貢献する仕組みを普及させていきたいと考えています。		

*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。

*2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量（基礎二酸化炭素排出量）を市内への電気の供給量（電気供給量）で除したものをいう。

*3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したもののから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置の実施状況	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置の実施状況		
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)
	前年度目標（2023年度）	0（千kWh）	0.00（％）
	前年度実績（2023年度）	0（千kWh）	0.00（％）
	（措置の実施状況）		
	広島市内に自社太陽光発電所は所有しておりません。		
	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置の実施状況		
	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
	前年度目標（2023年度）	20（千kWh）	100.00（％）
	前年度実績（2023年度）	16（千kWh）	100.00（％）
	（措置の実施状況）		
	低圧従量電量契約を対象に「REオプション」という非化石証書を無料で提供するメニュー提供を行うことで、排出係数を提言した電気の普及を推進します。広島市内のREオプション契約者が使用した分の環境価値は100%確保できています。		
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置の実施状況	現段階で未利用エネルギー等を利用する予定はございません。		
火力発電所における熱効率の向上を図るための措置の実施状況	火力発電所を保有しておりません。		
本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組の実施状況	当社とご契約していただく法人の電気需要者を中心に、太陽光発電設備が設置可能な場合には太陽光発電の自家消費スキームなどの省エネ提案を行い普及させることにより、電気によよう者の電気購入量の削減によるCO2排出量削減に寄与して参りたいと考えています。		
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組の実施状況	特にございません。		

*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除したものをいう。

*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量及び他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することによって環境価値を有するもの並びに購入した再生可能エネルギー電気由来の環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除したものをいう。

*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。